

## OCNケーブルテレビジョン加入契約約款

沖縄ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」という）と、当社が行う有線テレビジョン放送サービスの提供を受ける者（以下「契約者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は以下の条項によるものとします。

### 第1条（用語の定義）

この約款に使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

#### (1) 加入申込者

当社に加入契約の申込みをする者。

#### (2) セットトップボックス

当社が行う有線テレビジョン放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信チューナー機器（以下「STB」という）。

STBは次の種類をいう。

- ① 標準 STB（録画機能が無い機種）
- ② STB（外付け USB-HDD 対応機種）
- ③ HDD-STB（ハードディスク内蔵録画機能付き機種）
- ④ BD-HDD-STB（ブルーレイ・DVD・ハードディスク内蔵録画機能付き機種）

（以下、特に機種の区分をしていない場合は、上記の全機種を含むものとします。）

#### (3) 保安器

責任分界点および施設保護のために設置する機器。

#### (4) 受信機

テレビ、パソコン、ラジオ等のSTBに接続される機器。

#### (5) 周辺機器

録画機能を有する機器、音響機器、その他機器等のSTBに接続される機器。

#### (6) B-CASカード

地上デジタル放送、BSデジタル放送用のICカード。

#### (7) C-CASカード

当社デジタルサービス用のICカード。

### 第2条（サービス）

当社は、契約者に対しそのサービス区域内で、次の放送サービスの提供を行います。

#### (1) 基本サービス

放送事業者のテレビジョン放送、ラジオ放送およびデジタルデータ放送の各同時再放送サービスならびに自主放送サービスのうち、それぞれ別表1（料金表）・別表2（料金表）に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス。

#### (2) オプションサービス

放送事業者のテレビジョン放送ならびに自主放送サービスのうち、それぞれ別表1（料金表）・別表2（料金表）に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス。

#### (3) その他サービス

当社が別途定めるその他のサービス。

### 第3条（契約の単位）

加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

### 第4条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者が当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。ただし、当社は加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には

承諾しないことがあります。

- (1) 当社のサービス提供が、施設設置面での技術的な理由等により困難な場合。
- (2) 加入申込者が、本約款上要請される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合。
- (3) 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合。
- (4) その他加入申込者が、本約款に違反するおそれがある場合。

#### 第5条（初期契約解除制度）

本サービスは、初期契約解除制度が適用される対象サービスです。

- (1) 契約書面の交付は、第4条（契約の成立）加入申込書を承諾した日を契約成立日とし、工事完了後に交付するものとします。
- (2) 契約書面を契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間に、書面により本契約の解除を行うことができます。本契約の解除を求める書面は、当社が8日以内に提出・配信されたことが、確認できた場合に限り適用するものとします。
- (3) 本契約の解除を行う場合、当社から契約者に損害賠償もしくは違約金、その他の金銭等を請求することはありません。但し、契約書面に記載した本契約の解除の期間までに利用したサービス利用料金、ならびに既に工事等が実施された工事費等は、お支払いいただきます。また、契約に関連して当社が工事およびサービス提供の実施前において、事前に契約者より金銭等を受領していた場合は、当該金銭等を返還するものとします。

#### 第6条（加入金および工事費）

当社に加入しサービスの提供を受けようとする者は、次により加入金および引込工事費を支払うものとします。

- (1) 加入金は1受信機1万800円とします。ただし同一住居、ホテル、事業所等における増設受信機については、加入金は不要とします。
- (2) 加入金は加入契約時に払い込むものとします。また、当社の責による解約の場合以外は、払戻しは致しません。
- (3) 工事費は別表（工事費）に定め、該当する項目の金額の合計を実費とし、工事完了時に支払うものとします。

#### 第7条（STB）

契約者は、当社が提供するSTBを、当社より購入または別表1（料金表）のレンタル料金を支払うことで貸与を受けることができます。

- 2 前項により契約者が当社より購入したSTBについては、設置工事完了日から中古の場合は6ヵ月間、新品の場合は12ヵ月間を保証するものとし、この保証期間内において故障が生じた場合には、当社は無償でその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、契約者が本来の用法に従って使用しなかったときは、この限りではありません。
- 3 第1項により当社より契約者が貸与を受けるSTBについては、故障が生じた場合、当社は無償でその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、契約者が故意または過失によりSTBを破損または紛失した場合には、契約者は当社のSTB販売価格相当分を当社に支払うものとします。ただし、STBの付属品については、加入時は無償で提供しますが、その後の提供については有償とします。
- 4 第1項により当社よりSTBの貸与を受けた契約者は、解約時にSTBを返還するものとします。
- 5 契約者は、当社が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
- 6 契約者からの要請によるSTB交換の費用は、契約者負担とします。

#### 第8条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱い）

B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとします。

- 2 STBを利用する契約者は、STBの購入、貸与の別にかかわらずSTB1台につき1枚のC-CASカードを当社より無償貸与されるものとし、STBの解約または契約の解除後は、すみやかにC-CASカードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、契約者にC-CASカードの交換および返却を請求することができるものとします。
- 3 C-CASカードの所有権は当社に帰属するものとし、契約者がC-CASカードの内容・改変等を行うこと禁止し、それが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、契約者が賠償するものとします。
- 4 契約者がC-CASカードを破損または紛失した場合には、別表1（料金表）に定める再発行手数料または損害金を当社に支払うものとします。

#### 第9条（利用料金）

契約者は、サービスの提供を受けた日の翌日から別表に定める基本サービス料金およびSTBレンタル料金の合計額を利用料金として支払うものとします。またSTBを購入した場合は基本サービス料金を支払うものとします。契約当月の利用料金は、サービスの提供を受けた日の翌日からの日割り計算とします。但し、オプションサービスを申し込んだ場合の当該料金は、利用開始日の属する月から支払うものとし、日割り計算は行わないものとします。

- 2 当社が第2条に定める全てのサービスを月のうち継続して10日以上行わなかった場合（チャンネルの全てが停止した場合）は、前項の規定にかかわらず当該月の利用料金は無料とします。
- 3 当社は社会経済情勢等の変化に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合には、改定の1ヵ月前までに当該契約者に通知します。
- 4 NHKのテレビ受信料（衛星受信料を含む）、株式会社WOWOWの視聴料は、当社が設定した利用料金の中に含まれません。
- 5 基本サービスをSTB2台以上利用する場合、利用する基本サービスの料金の最も高いサービスを1台目の基本サービス料金とし、2台目以降の基本サービス料金は、別表1（料金表）、基本サービス料金のコース毎2台目以降の料金を適用します。
- 6 当社の他サービスのインターネット及びケーブルプラス電話をセットで契約した場合は、別表1（料金表）に定めるセット割引（ダブル割・トリプル割）を適用するものとします。但し、対象となるサービスが月末時点で、視聴または利用していることを条件とします。

#### 第10条（料金等の支払方法）

契約者は、当社に支払う工事費について、当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。

- 2 契約者は、当社に月単位で支払う料金について、当月分を翌月の当社が指定する期日（金融機関の休日の場合には翌営業日）までに、当社が指定する方法により支払うものとします。
- 3 契約者は、前二項の料金について、当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。
- 4 一括前納支払（年払い・半年払い）の新規受付について、2016年10月31日をもって終了するものとします。
- 5 一括前納支払契約者が当社の他サービス等を追加契約する場合には、一括前納払から月単位の支払い方法に変更するものとします。その際は、当該一括前納による割引を適用

しないものとして精算し、残金がある場合には翌月以降の利用料金等に充当するものとします。ただし、契約者からの希望により、払戻しの申し出があった場合、払戻しするものとします。

- 6 一括前納支払契約者が基本サービスをコース変更する場合またはレンタル料金が異なるS T Bへ交換する場合には、当該一括前納金を割引適用しないものとして精算し、精算月の翌々にコース変更またはS T B交換した基本サービス料金及びレンタル料金で一括前納（年払いは利用料金の8.3%・半年払いは利用料金の5.5%を割引）するものとします。精算に伴う残金がある場合、翌月以降の利用料金等に充当するものとします。
- 7 途中で解約した場合には、割引適用しないものとして精算し、残金がある場合、払戻しするものとします。

#### 第11条（遅延損害金）

契約者が料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.6%（年365日の日割り計算による）の割合による遅延損害金を、支払い期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとします。

#### 第12条（消費税相当額の加算）

契約者がこの約款の規程により当社に対して支払いを要するものとされている額は、消費税相当額を加算した額とします。

#### 第13条（施設設置の費用負担および所有権等）

当社のサービスに必要な施設の工事ならびに保守は、次により当社または当社の指定する業者が行うものとします。

- (1)当社が設置した施設のうち引込端子までの費用は当社が負担し、これを所有します。
- (2)引込端子から受信機入力端子までの工事に要する費用は引込工事費として契約者が負担します。
- (3)契約者への引込工事の際に、既設の幹線設備より幹線分配・幹線延長工事およびその他の施設の設置を必要とする場合に、当社が定めた基準を超過した費用は契約者負担とします。

#### 第14条（設置場所の無償使用および便宜の供与）

当社は施設を設置するために必要な場合、契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

- 2 契約者は、地主、家主、その他利害関係人があるときは、あらかじめ施設の設置について必要な承諾を得ておくものとし、後日、利害関係者から苦情が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 契約者は、当社または当社の指定する業者が施設の検査、修復等を行うために契約者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供するものとします。

#### 第15条（故障）

当社または当社の指定する業者は、契約者から本施設に異常がある旨の申し出があった場合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、契約者の受信機に起因する受信異常および周辺機器等の異常については、この限りではありません。

- 2 契約者は、契約者施設の修復に要する費用を負担するものとします。
- 3 契約者は、契約者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

#### 第16条（当社の責任および免責事項）

当社の維持管理責任の範囲は、保安器までとします。

- 2 保安器の出力端子以降の施設および受信機、周辺機器等に起因する事故ならび天災等による事故、および各製品上の不適合については、当社はその責任を負わないものとしま

す。

- 3 当社は、当社施設および保安器までの維持管理責任を負います。なお、契約者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的に停止することがあることを承諾するものとします。

#### 第17条（録画機能付き STB について）

当社は、録画機能付き STB の録画再生機能の故障、不具合等が原因により、録画・編集したデータの損失、正常に録画ができなかった場合の補償、およびこれによって生じた損害について原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

- 2 当社は、契約者が録画・編集したデータを他の媒体に移動または複製した際に生じた録画・編集したデータの滅失・毀損・不具合等は、原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。
- 3 契約者は、当社が録画機能付き STB を修理又はその他の理由により交換・回収する場合には、あらかじめ録画・編集した記録データの一切の権利を放棄するものとします。

#### 第18条（放送内容の変更）

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

#### 第19条（義務再放送について）

当社が放送法第140条の市町村の区域を勘案して定める区域において、同条に定める受信の障害が発生している地域において、当該受信の障害の対象者から申し出があった場合に限り、地上基幹放送の義務再放送を行います。

- 2 受信障害の確認のため、必要な場合は、受信の障害の対象者からの依頼に基づき、当社は調査を行うこととし、その調査にかかる費用は、当社が定めた基準によって依頼者が負担するものとします。
- 3 義務再放送は、施設利用サービスとします。

#### 第20条（義務再放送を行わない正当な理由）

当社がその責めに帰する事ができない事由により、義務再放送を行うことが著しく困難である場合にあって、総務大臣が当該義務再放送を行う必要がないと認めた場合とします。

- 2 第4条（契約の成立）（1）から（4）に該当する場合。
- 3 義務再放送を行うことによる対価が全く見込めず、当該義務再放送を行うための最低限の運営費も充足することが出来ず、結果として、当該義務再放送自体を行うことが困難になる場合。

#### 第21条（設置場所の変更）

契約者は、当社の定める技術基準に適合し、かつ変更先が同一建物内または同一敷地内の場合に限り、本施設、STBの設置場所を変更できるものとします。設置場所の変更により、当社施設および契約者施設に工事が生じる場合には、その費用を契約者が負担するものとします。

- 2 契約者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。

#### 第22条（転居）

契約者が転居等による受信設備の移転を行おうとする場合は、移転を希望する日の14日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとし、当社のサービス区域内に限り認めます。ただし、その移転に要する費用は契約者が負担するものとします。

#### 第23条（名義変更）

相続または特に当社が認める場合にのみ、新契約者は当社の承諾を得て、旧契約者の名義を変更できるものとします。

- 2 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新契約者および旧契約者は当社にその旨を文書により申し出るものとします。

#### 第24条（加入申込書記載事項の変更）

契約者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとします。申し出があった場合、当社はすみやかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。

- 2 前項の外、契約者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。
- 3 契約者が前二項の規定により変更しようとする場合、当社は第4条の規定に準じて取り扱うものとします。

#### 第25条（契約者の禁止事項）

契約者は、当社の提供するサービスを、不特定または多数人に対する対価を受けての上映や録画機器、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映など、当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

- 2 契約者は、加入契約に定める台数を超える受信機等を接続することができないものとします。
- 3 前項の規定に違反して、当社のサービスを提供するために必要な施設を利用した場合には、その利用について違約追徴金を支払わなければならないものとします。
- 4 無断で増設した設備については、改めて適切な設備工事を行い、受信契約を行った後でなければ使用することはできないものとします。その修復に要する費用は契約者が負担するものとします。
- 5 当社の提供するサービスを視聴する目的で、当社が設置した設備、当社よりレンタルまたは購入したSTB以外の機器等を使用すること、本来のサービス利用の目的以外で、当社の機器等を使用することを禁じます。

#### 第26条（解約）

契約者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の14日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。

- 2 前項による解約の場合、契約者は、第9条第1項の規定による利用料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算によって精算します。但し、オプションサービス料金は、当該解約の日の属する月までの利用料金を支払うものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。
- 3 第1項による解約の場合、当社は当社施設および引込線を撤去し、撤去に伴う費用は契約者が負担するものとします。なお契約者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧費用も負担するものとします。

#### 第27条（契約の解除）

当社は、契約者または第10条第3項の第三者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、契約者に催告の上、または契約者の都合により当社から契約者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、サービスの提供を停止し、加入契約を解除することができるものとします。なお解除の際、第26条（解約）の規定に準じて取り扱います。

- 2 電力・電話の無電柱化等、当社、契約者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合、当社は、契約者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。
- 3 前二項により加入契約を解除した場合に、契約者が別途支払ったNHKのテレビ受信料

(衛星受信料を含む)、株式会社WOWOWの視聴料等が払い戻されず契約者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします。

#### 第28条 (休止)

契約者の都合により視聴の休止を希望する場合には、文書により申し出て、当社の承認を得るものとします。この場合当社はすべてのサービスの提供を停止し、6ヶ月を限度とし、その間は別表1(料金表)に定める休止料金を、休止する当該STB台数分を徴収するものとします。

- 2 契約者の都合による視聴の休止開始より6ヶ月以内に視聴を開始しない場合は、解約となります。
- 3 録画機能付きSTBを利用している契約者が、契約者の都合により視聴の休止を希望する場合には、録画機能付きSTBの回収または標準STB(録画機能無し)へ交換するものとします。なお回収・交換の費用は契約者負担とし、録画・編集した記録データの一切の権利を放棄するものとします。ただし、契約者の都合により休止期間中、録画機能付きSTBを継続利用する場合は、休止料金とは別に別表1(料金表)に定めるレンタル料金を支払うものとします。

#### 第29条 (サービス提供の停止による損害の賠償)

当社は、次の場合のサービス提供の停止に基づく損害の賠償責任を負わないものとします。

- (1)天災、事変。
- (2)放送衛星、通信衛星の機能停止。
- (3)その他当社の責に帰することのできない事由。
- (4)第27条(契約の解除)の場合。

#### 第30条 (個人情報)

当社は、契約者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護ポリシー」に基づいて適正に取り扱うものとします。

- 2 契約者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の保護に関する宣言」において公表するものとします。

#### 第31条 (国内法への準拠)

この契約約款は日本国国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については那覇地方裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第32条 (約款の改定)

この約款は、総務大臣に届けたうえで改定することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款を適用します。

#### 附 則

1. 一括加入、ホテル等の業務使用については別に定めます。
2. この約款は平成30年1月1日より施行します。

別 表 (工事費)		(消費税込み金額です)
①標準工事費 (引込・宅内) * 戸建または5階までの建物で露出工事にてSTBを1台設置する工事です。	27,000円/件	
②標準工事費 (既インターネット加入者のケーブルテレビ追加工事)	10,800円/台	
③増設工事費 (STB2台目以降)	10,800円/台	
④STB交換工事費	3,240円/台	
⑤ケーブルテレビ対応集合住宅宅内工事費 * 宅内工事でSTB1台設置する工事です。	5,400円/台	
⑥標準外工事 (6階以上1階増す毎に)	4,320円/階	

注) その他、建物・住宅環境により資材・機材の費用が別途加算される場合があります。

別 表 1 (料金表)		(消費税込み金額です)		
料 金 の 種 類		金 額		支 払 日
加入金		10,800円		契約時
工事費 (実費)		別表 (工事費) のとおり		工事完了翌月10日
標準STB レンタル料金 (月額)		1台あたり756円/月		翌月10日
STB (外付けUSB-HDD対応) レンタル料金 (月額)		1台あたり1,188円/月		
HDD-STB レンタル料金 (月額)		1台あたり1,728円/月		
BD-HDD-STB レンタル料金 (月額)		1台あたり3,888円/月		
基本サービス 料金 (月額)		1台目	2台目以降 (1台当り)	翌月10日
	ミニコース	1,296円	1,296円	
	ポピュラーコース	3,672円	1,944円	
	プライムコース	4,212円	2,268円	
オプション サービス料金 (月額)	スター・チャンネル 1・2・3		2,484円	翌月10日
	日テレジータス HD ※		972円	
	日テレNEWS24 ※		432円	
	フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム		1,080円	
	フジテレビ NEXT・ONE・TWO 3ch セット ※		1,620円	
	テレ朝チャンネル1 ドラマ・バラエテ ィ・アニメ		648円	



		テレ朝チャンネル2 ニュース・情報・ス ポーツ ※	648 円	
		テレ朝チャンネル 1+2 2ch セット ※	1,080 円	
	オプション サービス料金 (月額)	TBSチャンネル1 最新ドラマ・音楽・ 映画 ※	648 円	翌月 10 日
		FOX スポーツ&エン ターテインメント※	1,026 円	
		FOX クラシック名作 ドラマ ※	771 円	
		FOX3ch セット ※	1,404 円	
		FOX5ch セット ※	1,728 円	
		衛星劇場HD	2,052 円	
		東映チャンネルHD	1,620 円	
		V☆パラダイス	756 円	
		日本映画専門チャ ンネルHD ※	756 円	
		時代劇専門チャ ンネルHD ※	756 円	
		ファミリー・ヒスト リー2ch セット ※	1,080 円	
		ディズニー・チャ ン ネル ディズニーXD 2ch セット ※	750 円	
		キッズステーション ※	798 円	
		フランス国際放送 TV5MONDE ※	756 円	
		GAORA SPORTS HD ※	1,296 円	
		スカイA ※	1,080 円	
	ゴルフネットワーク HD ※	1,944 円		

		J SPORTS 1+2+3+4 4ch セット ※	2,468 円	
		J S P O R T S 4 HD	1,404 円	
		日経CNBC ※	972 円	
		クラシカ・ジャパン	3,240 円	
	オプション サービス料金 (月額)	釣りビジョン ※	972 円	翌月 10 日
		囲碁・将棋チャンネル ※	1,512 円	
		グリーンチャンネル/ グリーンチャンネル 2 2ch セット	1,296 円	
		プレイボーイ・チャ ンネル	2,700 円	
		レッド・チェリー	2,484 円	
		レインボーチャンネル	2,484 円	
		ミッドナイト・ブル ー	2,484 円	
		パラダイステレビ	2,160 円	
		プレイボーイ・セット ※※	3,240 円	
		ゴールデンアダルト セット※※※	3,240 円	
施設利用サービス料金(月額)		1 世帯あたり	1,296 円	翌月 10 日
休止料金 (月額)		S T B 1 台あたり	756 円	翌月 10 日
セット割 (月額)	ダブル割(ケーブルテレビ +インターネットまたは ケーブルプラス電話とセ ット) 2サービス	1 契約あたり	324 円割引	翌月 10 日
	トリプル割(ケーブルテレ ビ+インターネット+ケ ーブルプラス電話とセッ ト) 3サービス	1 契約あたり	972 円割引	
C-CASカード損害金		1 枚あたり	2,160 円	変更時毎
B-CASカード再発行費用		1 枚あたり	2,050 円	
標準S T B販売代金 (注)		1 台あたり	23,220 円	販売時
S T B (外付けUSB-HDD対応) 販売代金 (注)		1 台あたり	43,200 円	

HDD-STB販売代金（注）	1台あたり	67,824円	販売時
BD-HDD-STB販売代金（注）	1台あたり	120,960円	販売時
STB・録画機能付きSTB交換費用	1台あたり	3,240円	交換時
解約撤去費用	1契約あたり	5,400円	撤去時

（注：販売するSTBおよび録画機能付きSTBに、B-CASカード・C-CASカードは含まれていません）

（注：番組ガイドは1契約に1冊は無料で提供致します。2冊目以降は有料（200円/冊）です。）

※：日テレジータスHD、日テレNEWS24、フジテレビNEXT・ONE・TWO3chセット、テレ朝チャンネル2ニュース・情報・スポーツ、テレ朝チャンネル1+2 2chセット、TBSチャンネル1最新ドラマ・音楽・映画、FOXスポーツ&エンターテイメント、FOXクラシック名作ドラマ、FOX3chセット（FOXスポーツ&エンターテイメント・FOXムービープレミアム・FOX HD）、FOX5chセット（FOXスポーツ&エンターテイメント・FOXムービープレミアム・FOXクラシック名作ドラマ・FOX HD・ナショナル ジオグラフィックチャンネルHD）、日本映画専門チャンネルHD、時代劇専門チャンネルHD、ファミリー・ヒストリー2chセット、ディズニー・チャンネル/ディズニーXD2chセット、キッズステーション、フランス国際放送TV5MONDE、GAORA SPORTS HD、スカイA、ゴルフネットワークHD、J SPORTS 1+2+3+4 4chセット、日経CNBC、釣りビジョン、囲碁・将棋チャンネルは、デジタル・ミニコース利用時のみ、オプションサービスとして提供致します。

※※：プレイボーイ・セット（プレイボーイ・チャンネル/レッド・チェリー2chセット）

※※※：ゴールデンアダルトセット（レインボーチャンネル/ミッドナイト・ブルー/パラダイステレビ3chセット）

別表2（料金表）ミニコース+オプションプラン			（消費税込み金額です）	
料金の種類		金額		支払日
基本サービス料金（月額）		1台目	2台目以降（1台当り）	翌月10日
	ミニコース	1,296円	1,296円	
標準STBレンタル料金（月額）		1台あたり 756円		翌月10日
STB（外付けUSB-HDD対応）レンタル料金（月額）		1台あたり 1,188円		
HDD-STBレンタル料金（月額）		1台あたり 1,728円		
BD-HDD-STBレンタル料金（月額）		1台あたり 3,888円		
ミニコース+オプションプランの利用料金は、以下のオプション追加の条件につき、基本サービス料金（ミニコース）及び標準STBレンタル料金の合計額から割引を適用した利用料金とします。				
オプション追加の条件			ミニコース+オプションプラン 利用料金（月額）	支払日

オプション2 (ツー) ■Aグループから (1ch) +Bグループから (1ch) 計: 2ch ■Bグループから (2ch) 計: 2ch ■Cグループから (1セット) 計: 2ch		ミニコース+オプション2	翌月 10日
		2,376円 ※1※2	
オプション3 (スリー) ■Aグループから (1ch) +Bグループから (2ch) 計: 3ch ■AグループまたはBグループから (1ch) +Cグループから (1セット) 計: 3ch ■Bグループから (3ch) 計: 3ch ■Dグループから (1セット) 計: 3ch		ミニコース+オプション3	翌月 10日
		2,916円 ※1※2	
Aグループ (7チャンネル)			
オプション サービス料金 (月額)	ゴルフネットワーク HD	1,944円	翌月 10日
	囲碁・将棋チャンネル	1,512円	
	東映チャンネル HD	1,620円	
	J SPORTS 4 HD	1,404円	
	GAORA SPORTS HD	1,296円	
	スカイ A	1,080円	
	フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム	1,080円	
Bグループ (14チャンネル)			
オプション サービス料金 (月額)	釣りビジョン	972円	翌月 10日
	日テレ NEWS24	432円	
	日テレジータス HD	972円	
	FOX スポーツ&エンターテイメント	1,026円	
	フランス国際放送 TV5MONDE	756円	
	キッズステーション	798円	
	FOX クラシック名作ドラマ	771円	

オプション サービス料金 (月額)	時代劇専門チャンネル HD	756 円	
	日本映画専門チャンネル HD	756 円	
	TBSチャンネル1 最新ドラマ・音楽・映画	648 円	
	V☆パラダイス	756 円	
	テレ朝チャンネル1 ドラマ・バラエティ・アニメ	648 円	
	テレ朝チャンネル2 ニュース・情報・スポーツ	648 円	
	日経CNBC	972 円	
Cグループ (2chセット)			
オプション サービス料金 (月額)	テレ朝チャンネル 1+2 2ch セット	1,080 円	翌月 10 日
	ディズニー・チャンネル ディズニーXD 2ch セット	750 円	
	ファミリー・ヒスト リー 2ch セット	1,080 円	
Dグループ (3chセット)			
オプション サービス料金 (月額)	FOX3ch セット	1,404 円	翌月 10 日
	フジテレビ NEXT・ONE・TWO 3ch セット	1,620 円	翌月 10 日

※1 標準 STB (レンタル料 756 円) 以外の「STB」をレンタルにて使用していた場合は、利用料金に「レンタル料差分追加料金」が追加料金として発生するものとします。

■レンタル料差分追加料金：標準 STB・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 月額 0 円  
 : STB (外付け USB-HDD 対応)・・・・・・・・・・ 月額 432 円  
 : HDD-STB・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 月額 972 円  
 : BD-HDD-STB・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 月額 3,132 円

※2 「STB」を購入して「ミニコース+オプションプラン」を視聴の場合、購入した STB 種別にかかわらず、標準 STB レンタル料金を含む、ミニコース+オプション2またはミ

- ニコース+オプション3の利用料金（月額）を適用するものとします。
- ※3 各オプションチャンネル変更またはオプション2からオプション3およびオプション3からオプション2への変更は月途中ではできないものとし、月単位とします。
  - ※4 別表1（料金表）の「ミニコース・ポピュラーコース・プライムコース」から別表2（料金表）「ミニコース+オプションプラン」への変更は月途中ではできないものとし、月単位とします。
  - ※5 別表2（料金表）「ミニコース+オプションプラン」から、別表1（料金表）のポピュラーコースまたはプライムコースへの変更は、月途中でも変更ができるものとします。但し、ミニコースへの変更はできないものとし、月単位とします。
  - ※6 新規ケーブルテレビを、別表2（料金表）「ミニコース+オプションプラン」で契約の場合においては、サービスの提供を受けた日の翌日からの日割り計算とします。
  - ※7 別表2（料金表）以外のオプションチャンネルを申込みする場合は、別表1（料金表）に、準じるものとします。
  - ※8 第9条第6項の、当社の他サービス（インターネット及びケーブルプラス電話）をセットで契約した場合のセット割（ダブル割・トリプル割）は適用外とします。